

宅地建物取引業者が提出すべき変更届等書類一覧表

(H20・4現在)

変更事項等	☆印 記載様式有→	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	書類提出							
	必要書類	宅地建物取引業者名簿	登記事項変更届出書	廃業等届出書	案内所等の届出書	誓約書	専任取引主任者設置証明書	事務所権原を証する書面	略歴書	商業登記簿謄本	身分証明書	登記されていないことの証明	戸籍抄本	顔写真	事務所の写真	事務所の案内図	従業者変更届	免許証書換交付申請書	免許証再交付申請書	旧免許証	提出期限	提出部数	提出先
																				注1	注2		
1 商号又は名称の変更		○																					
2 主たる事務所の移転		○																					
3 従たる事務所の新設・移転		○																					
4 " 廃止		○																					
5 代表者の変更(法人)		○			○				○	○	○	○	○					○	○	○			
6 " 氏名の改姓		○																					
7 役員・政令使用人の就任		○			○				○	○	○	○						△					
8 " 退任		○																△					
9 " 氏名改姓		○																					
10 専任取引主任者 就任・増員(注5)		○					○			○	○	○	○					○					
11 " 退任		○																○					
12 " 氏名改姓		○																					
13 宅地建物取引業の廃業			○																				○
14 従業者の就退任																		○					
15 免許証再交付(紛失・汚損等)																							○
16 50条2項の案内所を設置				○											○								10日 前迄

→ 左側から順に綴ってください △：宅建従業者に該当する場合必要

- ・様式(☆印)は住宅課・宅建協会等にありますが、県住宅課ホームページからもダウンロードできます。
- ・各種証明書は、3カ月以内に発行されたものを使用して下さい。
- ・書類は、必ずひも又はホチキスで綴じて下さい(袋とじ不可)。

(注1) 提出期限：提出期限の基準日は、変更事項等が生じた日(原因日であり、登記の日ではありません)です。

(注2) 提出部数：正本1部・副本は正本のコピー可(写真はコピー不可)。

1部は業者控として、受理印押印後、返却します。

(注3) 従業者変更届

(1)届出の対象となる宅建業の従業者とは

○宅建業専業：「代表者」、「役員(非常勤は除く)」、「すべての従業者(宅地建物取引に直接的な関係が乏しい業務に臨時的に従事する者は除く)」

○他業種を兼業：「代表者」、「宅建業を担当する役員(非常勤は除く)」、「宅建業に従業する者」

(2)「主たる業務」欄：代表者・役員は役職名を記入。それ以外の者は、営業・経理等主に従事しているものを記入。

(注4) 登記簿謄本：就任日・退任日が確認できる謄本を添付して下さい(場合により閉鎖登記簿が必要となります)。

(注5) 取引主任者の就退任等：業者免許に係る変更届の他に、本人の「宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書」の提出も併せて必要となります。この変更登録申請書は、住宅課に提出してください。

※ その他特別の事情等により、別途書類が必要となる場合があります。

※ 宅建免許申請に係る個人情報の利用目的

山梨県知事及び国土交通大臣(各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を含む。以下同じ)が、宅地建物取引業法第4条に基づき提出される「宅地建物取引業の免許申請書及び添付書類」及び同法第9条に基づき提出される「変更届出書」により取得する個人情報は、次の目的で利用します。

- 1 免許申請の審査事務(国土交通大臣及び都道府県知事が行う審査事務において相互に利用する場合を含む)
- 2 免許を受けた者に対する指導監督等の事務(国土交通大臣及び都道府県知事が行う指導監督等事務において相互に利用する場合を含む)
- 3 免許申請書等の閲覧